

空港設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

空港設置条例の一部を改正する条例

空港設置条例（昭和38年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>空港整備法</u>（昭和31年法律第80号）第5条第1項の規定に基づき、<u>第3種空港</u>を次のとおり設置する。</p> <p>名称 花巻空港</p> <p>位置 花巻市</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>空港法</u>（昭和31年法律第80号）第5条第1項の規定に基づき、<u>同項に規定する地方管理空港</u>を次のとおり設置する。</p> <p>名称 花巻空港</p> <p>位置 花巻市</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。